平成２３年（フ）第２４０号
兵庫県川西市緑台７丁目８番地の８　704、前住所兵庫県川西市東畦野５丁目16番17―102号
債務者　杉谷　麻里
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２５１号
兵庫県宝塚市大成町５番４号
債務者　坂下　敏廣
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２７号
奈良県吉野郡大淀町大字北野27番地の23
債務者　菊池　幸治
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２８号
奈良県吉野郡大淀町大字北野27番地の23
債務者　菊池　慶子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第１１７号
広島県福山市水呑町3343番地１
債務者　植松　一仁
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１４４号
広島県福山市本庄町中２丁目３番９号　コーポ大同Ａ203、旧住所広島県福山市手城町４丁目17番13号
債務者　池田　康博
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１８２号
徳島県徳島市北島田町３丁目53番地の４
債務者　木村登喜夫
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８６号
岩手県岩手郡岩手町大字大坊第５地割４番地24
債務者　笹渡　高浩
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２６３号
岩手県紫波郡紫波町片寄字朴田１番地
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１７号
福島県郡山市大槻町字北中野30番地の４　フルジェンテ北中野203号
債務者　五十嵐直美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
福島県いわき市山田町片岸12番地、前住所福島県いわき市錦町江栗３丁目41番地
債務者　松崎　建太（旧姓牛渡）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５８号
茨城県神栖市平泉東１丁目52番地41
債務者　小野　元寛
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第５９号
茨城県神栖市平泉東１丁目52番地41
債務者　小野　美幸
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第６１号
茨城県鹿嶋市厨４丁目３番地15　レオパレスＰ・Ｐ101
債務者　崎山　公造
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４４号
兵庫県洲本市小路谷26番地１
債務者　山口　英子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第５０号
高知県四万十市下田4189番地　青砂
債務者　弘井　温三
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第５１号
高知県四万十市具同田黒１丁目５番３号、住民票上の住所高知県四万十市下田1260番地
債務者　和田　千春（旧姓垣内）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
高知地方裁判所中村支部